

特定技能	EPA	技能実習	介護	
在留資格「特定技能Ⅰ号」をもつ外国人の雇用	EPA(経済連携協定)に基づく 外国人介護福祉士候補者の雇用	技能実習制度を活用した 外国人(技能実習生)の雇用	日本の介護福祉士養成校を卒業した在留資格「介護」 をもつ外国人の雇用	
制度の目的	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有す る外国人の受け入れ	介護福祉士の国家資格取得を目的とした受 入れ(国際連携の強化)	日本から相手国への技能移転(国際貢献) 専門的・技術的分野への外国人労働者の受け入れ	
送り出し国	制限なし	インドネシア、フィリピン、ベトナム	制限なし	
在留資格	「特定技能Ⅰ号」	「特定活動」	1年目：「技能実習Ⅰ号」 2～3年目：「技能実習Ⅱ号」 4～5年目：「技能実習Ⅲ号」 「介護」 ※ただし、介護福祉士の国家資格取得前 (介護福祉士養成校に在籍中)は、「留学」	
在留期間	最長5年	介護福祉士の国家資格取得前： 介護福祉士の国家資格取得後： 制限なしで更新可能 原則4年(一定の条件を満たせば5年)	技能実習Ⅰ号：最長1年 技能実習Ⅱ号 (技能実習評価試験の合格後1号から移行) 最長2年 技能実習Ⅲ号 (技能実習評価試験の合格後2号から移行) 最長2年 合計 最長5年 (優良な監理団体及び実習実施者の場合)	制限なしで更新可能
家族の帯同	家族(配偶者・子ども)の帯同は不可	介護福祉士の国家資格取得後：家族(配偶者・子ども)の帯同が可能	家族(配偶者・子ども)の帯同は不可	家族(配偶者・子ども)の帯同が可能
外国人介護職員に求められる日本語能力	入国前の試験等で下記の日本語能力水準を確認 ・ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力 ・介護の現場で働く上で必要な日本語能力 (※技能実習3年を修了した者 又は介護福祉士養成施設を修了した者は、必要な日本語能力水準を満たしているものとし、試験等を免除)	○インドネシア・フィリピン 現地で6か月研修後、日本語能力試験N5程度以上で入国、入国後6か月の研修を受けてから介護事業所で就労 ○ベトナム 現地で12か月研修後、日本語能力試験N3以上の合格で入国、入国後2.5か月の研修を受けてから介護事業所で就労	入国時： 日本語能力試験N3程度が望ましい水準、N4程度が要件 入国から1年後(2号移行時)：N3程度が要件 (※1年後にN3程度に満たない場合は、当面雇用されている事業所で介護の技能の習熟のために必要な日本語を学ぶことなどを条件に引き続き3年目まで在留することが可能)	〈日本介護福祉士養成施設協会が定める「外国人留学生受け入れに関するガイドライン」における入学者選抜の留意点〉日本語能力が次のいずれかに該当する者を選抜すること ・日本語能力試験でN2以上に合格した者 ・法務大臣により告示されている日本語教育機関で6か月以上教育を受け、入学選抜のための日本語試験でN2相当以上と確認された者 ・日本留学試験の日本語科目で200点以上取得した者 ・EJTBビジネス日本語能力テストで400点以上取得した者
外国人介護職員に求められる介護等の知識、経験等	入国前の試験等で下記の技能水準を確認 ・受け入れ業種で適切に働くために必要な水準 (※技能実習3年を修了した者 又は介護福祉士養成施設を修了した者は、必要な技能水準を満たしているものとし、試験等を免除)	○インドネシア 「インドネシアの看護学校(3年以上)卒業」又は「高等教育機関(3年以上)卒業+インドネシア政府による介護士認定」 ○フィリピン 「フィリピンの看護学校(学士(4年))卒業」又は「4年制大学卒業+フィリピン政府による介護士認定」 ○ベトナム 3年制又は4年制の看護課程修了	団体監理型の場合： 「外国において『同等業務従事経験』があること、又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること」 企業単体型の場合： 受け入れる事業所と密接な関係のある外国の機関の事業所の職員であること	-
介護福祉士の国家試験の受験義務	なし(任意) ※介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更することが可能	・国家試験の受験が必須 ・不合格でも一定点数以上を取得できていれば、1年間に限り滞在延長後の再受験が特例として可能 ※帰国後とも在留資格「短期滞在」で再度入国し、国家試験を受験することが可能 ・受入機関となる事業所は、国家資格取得のための研修とその支援体制を整えることが必須	なし(任意) ※介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更することが可能	・国家試験の受験が必須 ・平成29-33年度の介護福祉士養成校卒業者は卒業後5年間、介護業務に従事するか国家試験に合格すれば介護福祉士の資格を継続できる
受入調整機関等	登録支援機関によるサポート	JICWELS(公益社団法人 国際厚生事業団)	団体監理型：各監理団体 企業単体型：各企業	なし(介護事業所の自主的な採用活動)
勤務できるサービスの種類	勤務できるサービスの種類 訪問系サービス以外	以下、介護保険法に規定されるもののみ掲載 介護保険3施設、認知症グループホーム、特定施設、通所介護、通所リハ、認知症デイ、ショートステイ ※介護福祉士の資格取得後は、一定条件を満たした事業所の訪問系サービスも可能	訪問系サービス以外	制限なし
配置基準に含まれるまでの期間	雇用してすぐに、配置基準に含められる(ただし、6か月間受け入れ施設におけるケアの安全性を確保するための体制が必要)	日本語能力試験N2以上の場合は、雇用してすぐに配置基準に含められる。その他の場合は、雇用して6か月たてば、含められる	日本語能力試験N2以上の場合は、雇用してすぐに配置基準に含められる。その他の場合は、雇用して6か月たてば、含められる	雇用してすぐに、配置基準に含められる
夜勤の可否	可能	介護福祉士の国家資格取得前： 介護福祉士の国家資格取得後：可能 雇用して6か月経過、もしくは日本語能力試験N1またはN2合格であれば可能	条件※付きで可能 ※技能実習生以外の介護職員を同時に配置する方が求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。	可能
同一法人内の異動の可否	可能	介護福祉士の国家資格取得前：原則、不可 介護福祉士の国家資格取得後：可能(ただし、在留資格変更の許可が必要)	可能 ただし、技能実習計画上、技能等を修得するのに、その異動が必要と認められた場合に限る	可能
介護職種での転職の可否	可能	介護福祉士の国家資格取得前：原則、不可 介護福祉士の国家資格取得後：可能(ただし、在留資格変更の許可が必要)	原則、不可	可能